

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第7区分

【発行日】平成17年3月10日(2005.3.10)

【公表番号】特表2001-524060(P2001-524060A)

【公表日】平成13年11月27日(2001.11.27)

【出願番号】特願平10-529655

【国際特許分類第7版】

B 6 6 B 7/06

B 6 6 B 7/00

【F I】

B 6 6 B 7/06 A

B 6 6 B 7/00 C

【手続補正書】

【提出日】平成16年6月29日(2004.6.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】補正の内容のとおり

【補正方法】変更

【補正の内容】

手続補正書

平成16年6月29日

特許庁長官 今井 康夫 殿

1. 事件の表示

平成10年特許願第529655号

2. 補正をする者

住 所 フィンランド共和国 エフアイエヌー00330
 ヘルシンキ、 カルタノンティエ 1
 名 称 コネ コーポレイション

3. 代理人

住 所 〒105-0001
 東京都港区虎ノ門1-15-7
 TG115 ビル4階
 電話(03)3508-0955 (代表)
 氏 名 弁理士(7999) 香取 孝雄



4. 補正対象書類名

「請求の範囲」

5. 補正対象項目名

「請求の範囲」



方 査
審 査



6. 補正の内容

- (1) 「請求の範囲」を別紙の通り訂正する。

請 求 の 範 囲

1. エレベータシャフト内のガードレールに沿って走行するエレベータかごと釣合重りとが懸垂ロープによって支持され、該懸垂ロープは前記エレベータかごの頂部に取り付けられるとともに、少なくとも1つの転向プーリを介して前記釣合重りへ送られ、少なくとも1本の巻上ロープが前記エレベータかごに取り付けられるとともに、前記エレベータかごから前記釣合重りへ駆動機のトラクションシーブと、少なくとも1つの転向プーリとを介して送られる、エレベータ用エレベータロープ装置において、

前記巻上ロープは、合成材料から作られた実質的に細いロープであり、ロープ引張装置は前記エレベータシャフトの下部に位置することを特徴とするエレベータロープ装置。

2. 請求の範囲第1項記載のエレベータ装置において、前記巻上ロープは、アラミド繊維などの合成繊維から作られた実質的に細いロープであり、かつポリウレタンなどのプラスチック材料の被覆を有することを特徴とするエレベータ装置。

3. 請求の範囲第1項または第2項記載のエレベータ装置において、前記巻上ロープは、子綱の束が合成繊維、例えばアラミド繊維から作られているロープであり、かつ前記被覆がポリウレタンなどのプラスチック材料から作られたロープであり、

前記束は、少なくとも1つの平面内に横に並べられて、子綱の束の層を形成しており、前記ロープの断面は、厚さよりも実質的に幅が広いことを特徴とするエレベータ装置。

4. 請求の範囲第1項または第2項記載のエレベータ装置において、前記巻上ロープは、多数の隣接するロープから成り、該ロープにおいては前記子綱の束は相互に離れて配置しており、それぞれの束は、独立したロープとして働くことを特徴とするエレベータ装置。